

県から市町村への権限移譲の状況

(平成25年4月1日)

Table with columns: 法令等名称, 移譲内容, 特別条項, 東部地区 (島取, 岩美, 若桜, 若頭, 八頭, 倉吉, 三朝, 湯梨浜, 琴浦, 北栄, 米子), 西部地区 (境港, 日吉津, 大山, 南部, 伯耆, 日野, 日野, 江府, 中部, 広域), 南部, 中部, 広域.

○・・・移譲済 (H24年度以前)
◎・・・一部事務組合で実施 (H24年度以前移譲)
●・・・H25. 4. 1移譲
法・・・地方自治法第252条の26の3により、特別市の権能となったもの
条・・・市で条例規定し事務を実施
一・・・H24. 4～一括法により法定移譲
★・・・H25. 4～一括法により法定移譲 (H24までは特別条例移譲)
外・・・対象外